

第4回 吹田市バリアフリー推進協議会 議事概要

日時：令和6(2024)年11月18日(月) 14:00～15:30

場所：吹田市役所総合防災センター 6階多目的室

1. 開会

(1) 開会あいさつ

《省略》

(2) 傍聴入場

《0名》

2. 議事

(1) 吹田市バリアフリーマスタープラン素案について

○事務局

《資料1-1、1-2を説明》

○委員

前回と比べて様々な部分に補足と修正が盛り込まれていて良いと思う。心のバリアフリーについては、12月に障がい者週間があり、そこで“すいたCOCOROフェス”という事業が行われる。この取り組みは障がい福祉室が担当になっている。また、災害関係においても市内の部署は違うが、災害支援リーダー研修などで障がい者支援・バリアフリーにかかわりがある。このような事業の部分で、土木関係部署と障がい者関係部署が上手く連携しながら取り組みを進めてほしい。

○事務局

障がい者週間の行事は、福祉部の所管で取り組んでおり、我々（総務交通室）としては、教育啓発特定事業の中で、市が行っている事業として紹介できればと考えている。また、災害関係の取り組みについては、危機管理室が所管している。こちらも今後設定する特定事業の中で、具体的なものが記載できればと考えている。今後も庁内で連携してバリアフリー化を進めて行きたい。

○委員

丁寧に書いていただき、良いマスタープランになったと思う。確認・提案として2点質問する。1点目は、本編の34ページにその他の参考例として、トイレの機能分散、パーキングパーミット制度、カームダウンクールダウンの3つを挙げている。なぜこの3つなのかを確認したい。なお、トイレに関して、近年ジェンダーフリー化の議論が出てきており、最新の事例を紹介しているということであればジェンダーフリーについても少し触れて良いかと考える。

2点目に、本編の37ページへ大規模開発におけるバリアフリー化の推進を位置づけたのは素晴らしいと思う。また、環境影響評価審査会でチェックが可能ではあるものの、可能であれば、この協議会の場も活用し、早い段階で当事者の意見をいただく場を積極的に作っていただきたい。このような姿勢を踏

み込んで記載いただけるとさらに良くなるのではないかと思います。

○事務局

事例については、事務局として他市のバリアフリーマスタープラン等を参考に、新しい、もしくは詳細を分かっていたなかったものを取り上げている。トイレについては一律の基準というものが難しく、例えば公園のトイレでも一体どのようなトイレを整備すべきか検討を重ねている。ジェンダートイレについても議論はあるが、はっきりした位置づけなどができていない。マスタープランも5年ごとに見直すことを計画しているため、方針が見え次第、対応したいと考える。

大規模開発については、ご意見のとおり吹田市では条例をもって審議会を開催している。バリアフリー基本構想の中では、重点整備地区外の大規模開発も出てくる可能性があり、このような場合は構想での設定が難しい。今のところは、大規模開発の評価審議の中で、できる限りの対応をいただくよう働きかけることを主体として考えている。いずれにしても今後は連携して取り組んでいくよう考える。

○委員

大規模開発については、当事者参画のしくみが無いため、この協議会を活用した位置づけを検討いただきたいという趣旨で発言した。

○会長

冒頭の意見にも関連するが、役所の中のどの組織が主導的に取り組み、どのようなプロセスで決めていくべきかはこれから整理が必要だと思う。本日はご指摘をいただいたということで整理しておきたい。

(2) 今後のスケジュールについて

○事務局

《資料2を説明》

○会長

ご質問、ご意見はないか。パブリックコメントにかける素案について、特段の意見は無いとして良いか。

《意見なし》

○会長

本日確認した素案でパブリックコメントの実施までをお認めいただいた。軽微な文言修正などは、事務局と私で確認して対応する。

(3) その他

○会長

バリアフリーに関する国の動きを近畿運輸局から、大阪府福祉のまちづくり条例改定に関しては大阪府から説明をいただきたい。

○委員

国では、令和２年度に策定されたバリアフリー基準が５年を経過したことから、見直しを始めているところである。内容としては、ハード面もちろんあるが、特にソフト面についてご意見を多くいただいている。本日協議会でも意見の挙がった心のバリアフリーの連携についても意見をいただき、国としても進めていくことをお答えしている。

また、近畿での取り組みになるが、移動等円滑化評価会議近畿分科会において、船の乗船における災害時の誘導について、当事者参画のもと意見交換を行った。災害時にどのように対応するのが一番なのか問題となっており、今後として本省に報告し、さらなる取り組みを進めたいと考えている。

○委員

大阪府では、大阪府福祉のまちづくり条例の改正を進めている。まず、条例改正の前に令和６年６月のバリアフリー法改定について説明する。本改正では、建築物のトイレの数や駐車場の数、劇場の客席の数について変更があった。トイレについては、規模要件等はあるものの各階にバリアフリートイレを設置することが新たに義務付けられた。こうした国の動きや、これまで府中で議論してきたことを踏まえ、さらにバリアフリー化を進めるという観点で見直しを図っている。

特にトイレに関すること、小規模店舗や共同住宅についての基準について議論している。トイレについては、現在、大人用介護ベッドを１万㎡以上の規模の建築物において義務化をしているが、設置数が少ないという問題がある。これに対して、設置規模を引き下げる、もしくは規模の大きな建築物について複数の設置を義務化するなどの方法を議論している。

小規模店舗については、出入口までの段差の解消が進んでいないという意見をいただいている。現在２００㎡以上の建築物はすでにバリアフリー基準の義務化対象となっており、その規模をさらに引き下げて、出入口までの段差の解消するべきだというご意見のもと、どこまで引き下げるのが適切なのかという議論を進めている。

これらの基準については、令和７年度の施行を目指して議論を進めている。中でもバリアフリートイレの各階設置については、バリアフリー基本構想の事業設定に影響が出ると考える。また、ハード面だけでなく、心のバリアフリーなどの人的なサポートについて、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいて、義務化の基準以外にも様々な内容を紹介しているため、参考にしていただけると基本構想がより良くなるかと思う。

○会長

国にしても府にしても、定期的に内容を見直して、より良い新しい方向へという説明であった。また、義務として新たに定められるものは自動的に吹田市においても適用される。しかし、吹田市においては、考え方として、理想的な姿、方向性について、国や府の動きを踏まえながら、その一歩先に行く気持ちで取り組んでいただきたい。

○会長

事前に委員から質問をいただいているため、一問ずつ質疑応答形式で確認する。

○委員

9つの質問を挙げている。1番目に素案32ページの(1)バス停留所について、吹田市バス利用環境改善促進等事業費補助金を利用したベンチや上屋の設置整備を進めていくとあるが、設置ベンチやバス停標識が乗降口の広さを狭めており、車椅子での乗降に支障していることがある。車両の適切な停車位置がわかるように工夫することや交付決定の審査基準見直しが必要なのではないか。

○事務局

総務交通室から回答する。バス停のベンチ、上屋については利用者の支障とならないようにバス事業者の方に設置いただいている。また、申請時には図面確認をしており、移動等円滑化基準に適合しているかを確認している。このため、現状は交付決定の審査基準を新たに設ける予定はない。なお、停車位置について、利用者が乗り降りしやすい位置の停車を基本としているものの、車両の位置が適切でないバス停については、個別に教えいただければ、バス事業者等へ情報共有を行う。

○委員

2番目に素案40ページにある吹田市公共施設等総合管理計画および吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画を利用し、学校管理課と協議して、学校のバリアフリー化をさらに進める必要があると考える。特にエレベーター設置は、災害時の避難施設や緊急時のストレッチャー運搬など多様な用途が想定される。このため、要配慮児童生徒などのための設置にこだわらないでいただきたい。

○事務局

学校管理課の回答を事務局が代読する。エレベーターの設置の必要性について、市としても認識している。このため、エレベーターの全校設置について、継続してこれからも検討していく。

○委員

3番目に素案44ページのバリアフリーマップの作成について、いつ頃に、どのようなマップでの作成となるのか。また参考とするマップやアプリなど現状の想定を教えてください。施設設置管理者などに提供を求める情報のほか、携帯アプリを利用したバリアフリーな行き先の誘導案内も今後は必要であると考えている。

○事務局

総務交通室から回答する。バリアフリーマップの内容については基本構想策定時に詳細を検討していきたいと考えている。作成にあたっては、作って終わりではなく、継続した更新が当然必要になることから、そのあたりも考慮してこれから検討していきたい。

○委員

4番目に阪急電鉄千里線のバリアフリー化を早急に進めていくためには、ホームドア、可動式ホーム柵の設置やホームと電車の隙間、段差をなくすための可動ステップや都営地下鉄が対応したQRコードの採用を検討する必要があるのではと思う。

○委員

当社では 2040 年度末に全駅でホーム柵整備を完了させることを目指している。これに伴いホームと電車との隙間と段差を低減させるためのホーム改良工事も施工している。この工事は非常に大規模な工事になるため、駅によって優先度を設定して工事を進捗している。改良までにはお時間を頂くことになること、ご理解いただきたい。なお、QR コード方式の採用については、問題を別の手法で解決をしているため、QR コード方式を採用する予定はない。また、可動ステップによる曲線ホームにおけるホームと電車との隙間対策については、導入に関する研究を進めているところである。

○会長

確認になるが、QR コードの利用以外の技術と言われたのは、停車位置とホームドアとの関係の確認のための技術として、他の技術を使われているという理解でよろしいか。

○委員

その通りである。都営地下鉄の事例は、多くの鉄道事業者と相互乗り入れをしており、電車の長さや編成数、扉の数などが不揃いで、システムを車両側で作るのが時間及び費用の面で課題となっていた。弊社の場合には扉の数が3扉でそろっており、そこまでのことをしなくても対応が可能である。

○会長

ホームドアをできるだけ早く整備していただきたいという観点から、都営地下鉄のような QR コードの採用を検討した方が良いというご指摘をいただいたが、このような技術面についてはすでに解決しており、他の抜本的な整備のための、資金等の課題についてご理解いただきたいとの回答であった。

○委員

5 番目に、阪急吹田駅前、JR 吹田駅前の活性化が必要ではないかと思う。中核市の玄関口としてはあまりにも古めかしさと活気のなさを感じる。まちの玄関口として、開発事業をプラン化できないかがいたい。

○事務局

都市計画室の回答を事務局が代読する。阪急吹田駅および JR 吹田駅周辺地区については、吹田市にとって重要な拠点であると考えている。引き続き関係者と意見交換や情報共有を行うとともに当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援する。

○委員

6 番目に、阪急山田駅前にロータリーの車いす乗降口が必要ではということで以前に質問した。その際に夢つながり未来館の方では、タクシー乗り場を利用できる回答をいただいた。西側のロータリーにも乗降口があれば便利だと思うがいかがか。

○委員

山田駅の西側ロータリーのタクシー乗り場にあるスロープだが、タクシー利用者以外の一般の車いす

利用者が利用できるよう、タクシー会社と調整を行った。今年度内に、駅及びロータリー周辺に案内看板等を設置し、周知を行うことを考えている。

○委員

7 番目に、近年サッカースタジアムや万博公園のアクセスにすいすいバスの利用が増えていると聞く。現行のすいすいバスは、電動車いすでは実質乗降できない。早急に大型化が必要ではないかと考える。

○事務局

総務交通室から回答する。すいすいバスの大型化については、運行する道路の構造や運営状況等で課題が多く、現時点では難しいと考えている。このため、大型の電動車いすなどで初めてご利用される方については事前に実車にて乗車いただき、認証する形になっている。

○委員

コミュニティバス運行事業評価会議では、このような意見は出ないのか。

○事務局

詳細は調べきれていないため、確認して回答を行う。

○委員

8 番目に、吹田市内を走る阪急バスの料金の値上げが本年 10 月から実施されている。これにより、バスを気軽に利用しにくくなっている。以前、京阪バスでもあったように、高齢者や障がい者などを対象にした 100 円バスのようなものを検討する必要があると思うがいかがか。

○事務局

総務交通室から回答する。阪急バス及びすいすいバスについては、身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳の提示で運賃が半額になる制度がある。また、65 歳以上の高齢者については、シニア割引として、専用定期券（グランドパス）を発行し、一定の優遇措置を行っている。このため、現時点で新たな乗車料金の助成等の実施は予定していない。

○委員

阪急バスから回答の訂正を行う。保健福祉手帳の割引について、すいすいバスではご発言のとおりであるが、阪急バスについては運賃の割引は適用していない。

○委員

9 番目に、バリアフリーマスタープランの実効性のあるものにするため、吹田市のバリアフリーまちづくり条例、吹田市ユニバーサルデザイン推進条例を制定する必要があるのではないかと考える。

○事務局

バリアフリーマスタープランにおいては、事業化のめどが立ったものについて基本構想を策定し、特

定事業として定めることにより、事業実施の義務が課せられるものになる。また特定事業の進捗を本協議会にて確認し実効性のあるものにしていきたいと考えている。条例化については先進事例や周辺市町村の動向など調査し、研究していきたいと思う。

○委員

バリアフリー吹田市民会議があるものの、設計の段階から私たちの意見を聞いてほしいとよく発言するが、出されるのは出来上がった図面であり、既に決まっているため参考にするという回答がほとんどである。それでは当事者の意見を聞いたことにならないため、その点を今後考えていただきたい。

また、先ほどジェンダートイレの話が出たが、吹田市の増築棟では親子トイレやジェンダートイレ、バリアフリースペースが既にできている。その点は共有いただきたい。

○委員

10月に阪急電鉄さんの平井車庫の方で、合同防災訓練を見学した。実際に当事者である車いすの方を乗車・下車させるなどして参加者は大変だったということを実感されていた。当事者参画の意味は大変だということを理解してもらえなければ解決していかない。また、阪急バスでは、接遇研修、接遇マナーを当事者参画でおこなった。本日の協議会ではマイクが聞こえづらいなどの障害があり、聴覚障がい者の立場が少し分かったのではないかと感じた。一緒になって作り上げていく大切さを理解いただきたい。また今後ともバリアフリーだけでなく、ユニバーサル、そしてインクルーシブに繋がっていくようにお願いしたい。

○会長

やはりインクルーシブ社会で、ユニバーサルな仕組みを目指していくことが重要であり、前半の議事でもあったように、それを担っていくのにこの場も一つのステップとなるが、最後はどこがという話をする、やはり自治体においては、市民の皆さんの共感のもとで、首長さんからインテンシブをとって頂くということが重要と考える。

○委員

今回、手話言語条例に関する文章が追加され、良かったと思った。これをアピールするだけで終わらず、手話などのコミュニケーション支援などについて、実際に交流できる場所を作っていただきたい。そのほかにも災害関係など、コミュニケーション支援について具体的な話がこれから出てくと思うが、その時にはまた議論を行いながら進めて行きたいと思う。

○委員

マスタープランの中に、知的障がいや発達障がいについての視点を入れていただいて、特にクールダウンのスペースについて記載を入れていただけたことは、親の立場としてとても嬉しく思っている。

このマスタープランとは離れてしまうが、総務交通室で実施している事業で、吹田市の公立の小中学生や、吹田支援学校には案内があるのに、摂津支援学校に通ってる吹田市の子供たちには案内がなかったという問題があった。こういったプランなどができたとしても、そこから取り残されてしまうような人ができないように留意いただきたい。

○委員

今後、パブリックコメントをかけていく中で、できるだけたくさんの方にご意見いただけるように工夫して頂きたい。ホームページや広報に載せるだけでなく、各種障がい者団体や学校を通じて保護者の方に案内をするなど、できるだけ気づいていただけるような努力をしていただきたい。

3. 閉会

《省略》